

大阪市コンプライアンス白書 平成 26 年度版（概要）

1. コンプライアンス推進の取組みの実施状況

● 公益通報制度

- 公益通報の総受付件数は 811 件であり、平成 25 年度比で 0.88 倍となっています。
- 公益通報の受付内容を分析したところ、環境局、教育委員会事務局・学校園に関する公益通報が通報件数全体の 31.6%を占めており、その内容の多くが、職員の服務規律に関する指摘など、第一義的には所属において対処されるべき案件となっています。
- このことは、両所属における組織マネジメントや職員管理に課題があることを示しているといえることから、公正職務審査委員会から大阪市長あてに、両所属について公益通報の現況を踏まえた必要な措置を取るよう求める意見書が提出されました。

● 不当要求行為

- 条例に基づく不当要求行為の報告件数は 3 件でした。
- 職員アンケートにおける不当要求行為対応制度や行政対象暴力対応研修の認知率は低く、これでは今後、本市に対し不当要求行為が行われた場合に適切に対応できないおそれがあるため、継続的な周知を行う必要があります。

● コンプライアンス研修、その他の取組み

- コンプライアンス研修の内容について、職場ごとの課題に応じた重点化を図ること等により、更なる職員のコンプライアンス意識の向上を図る必要があります。
- また、アンケート結果の分析から、上司がコンプライアンスに関するメッセージを発信することが、部下職員のコンプライアンス意識に影響を及ぼしているといえることから、職員のコンプライアンス意識を向上するために、各職場の上司が、自身の部下職員に対してコンプライアンスに関するメッセージを的確に発信していくことができるような取組みを実施する必要があります。

2. 総括

本来、法律や条例に基づいて業務を行うこととされている公務員がコンプライアンスを意識することは当然のことであり、本市としては、「コンプライアンスを意識している」との回答割合を100%とすることを目指して、更に職員のコンプライアンス意識の向上を図り、「コンプライアンスを意識していない」との回答割合をゼロとする必要があると考えています。

市民の皆様から信頼され、その信託に応える組織風土の確立のためには、各々の職員が高いコンプライアンス意識を持ち、職員自らが主体的かつ積極的にコンプライアンスを推進するような組織を目指す必要があります。

そのためには、コンプライアンスの推進に係る各種取組みについて、PDCAサイクルによる評価と見直しを行い、効率的かつ実効性のある取組みとなるよう積極的に改善を図ってまいります。